

東濃西部 消費生活相談のあれこれ+



No.30

発行：東濃西部広域行政事務組合

クレジットカードのリボ払いに注意

クレジットカードの支払い方法にリボルビング払い（以下「リボ払い」）があります。リボ払いにはいくつか支払方式がありますが、毎月の支払額をあらかじめ指定した額にする方式（定額方式）が主流です。

月々の支払いが決まっているため、分割払いに比べて家計管理がしやすい方法といえます。しかし、常に残高に対しての手数料が発生することを忘れてはいけません。年率も15～18%程度と決して低くはありません。新たな買い物をすれば、支払総額と支払回数が増えていくことになります。

無計画に利用していると、支払の終わる時期や、支払総額がわからないということになりかねません。



ほんとに
こんな相談ありました



認知症の母の通帳に、母にも記憶がない引き落としが複数ある。銀行に問い合わせたら、母自身が4回、何かの契約をしていることまで解った。

契約内容が不明なので、どうしてよいかわからない。

引き落とし先から契約内容にたどり着ける可能性もあります。早急に消費生活相談窓口にご相談して下さい。

3月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ・=1件)

店舗購入	■■■■■■■■■■	28件
訪問販売	■■■	12件
訪問購入	0	0件
通信販売	■■■	20件
連鎖販売	0	0件
電話勧誘	■■■■■	14件
送り付け商法	0	0件
無店舗販売	0	0件
不明	■■■■■	6件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間／10:00～16:00

相談料／無料

相談／原則予約制

予約／住民登録地の窓口

※住所地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課／22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748

金曜日 十崎市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業 問い合わせ 23-1111(内線491)